

平成28年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

平成28年8月2日（火） 11:00～

宗像市役所3階 第2委員会室

委員出欠表（■出席 □欠席）			
■黒瀬委員	■日高委員	■大方委員	□萩島委員
■花田委員	□中村委員	■新留委員	■北崎委員
■高原委員	■吉田委員	■伊藤委員	■有馬委員
■酒井委員（代理）	■毛利委員		

次 第

1 開 会

2 議事録署名委員の決定

3 審 議

第1号議案 宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）について

第2号議案 宗像都市計画駐車場の変更（宗像市決定）について

第3号議案 宗像都市計画区域の変更（福岡県指定）について

第4号議案 宗像都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
（福岡県決定）について

4 そ の 他

5 閉 会

配 布 資 料

- | | | |
|--------------------------|-----|------|
| 1 議案書（第1号、第2号、第3号、第4号議案） | ・・・ | 事前送付 |
| 2 参考資料（第1号、第2号、第3号議案） | ・・・ | 事前送付 |
| 3 当日配布資料（第1号議案） | ・・・ | 当日配布 |
| 4 付議書の写し（第1号、第2号議案） | ・・・ | 当日配布 |
| 5 諮問書の写し（第3号、第4号議案） | ・・・ | 当日配布 |

平成28年度第2回宗像市都市計画審議会議事録

○事務局

はい、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、またお暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まずここで審議会の開会に先立ちまして、現在12名の委員のご出席をいただいておりますので、2分の1以上の定足数に達しておりますことを委員の皆様にご報告いたします。また、本日、委員番号第13番の福岡県都市計画課長の酒井委員が所用でご欠席のため、課長技術補佐の山下和浩様に代理出席をいただいております。よろしく願います。なお、本日、委員番号第4番の萩島委員と第6番の中村委員が所用のためご欠席となっておりますのでお知らせいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

《配布資料の確認》

○会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは改めまして、事務局からご報告のとおり定足数に達しておりますので、ただ今から平成28年度第2回宗像市都市計画審議会を開催いたします。

審議会の議事録署名委員の選出でございますが、運営方針に基づいて決めさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議事録署名委員ですが、運営方針に基づきまして番号順にお2人ずつお願いしております。今回は2番委員の日高委員と4番委員の萩島委員でしたので、本日は3番委員の大方委員と5番委員の花田委員にお願いしたいと考えております。

また、議事録の作成等についてですが、今までどおり、原則、発言者とその内容のすべてを記録させていただきまして、ホームページ上で公開する方法で行いたいと考えております。以上でございます。

○会長

記録署名委員と議事録の作成方法について、今のとおりでよろしいでしょうか。それでは、大方委員と花田委員に議事録の署名委員をお願いいたします。

それでは事務局、お願いします。

○事務局

ここで、都市建設部長から本日の審議案件につきまして審議会への付議、諮問をさせていただきます。本日お配りしました付議書及び諮問書をご覧ください。

《付議書及び諮問書の読上げ》

○会長

それでは付議及び諮問を受けましたので、審議に入りたいと思います。本日は付議案件

が2件、審議案件が2件でございます。それでは、まず第1号議案について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第1号議案「三倉地区の地区計画の決定」についてご説明いたします。今回の三倉地区地区計画の策定につきましては、都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案制度を活用した住民提案によるものでございます。

まず初めに、都市計画提案制度について簡単にご説明いたします。当日配付資料をご覧ください。まず1ページ目でございます。都市計画提案制度とは、まちづくりに関して一定の条件のもとで、土地の所有者などが都市計画のルールを決め、市に対して提案することができる制度となっております。

次に、都市計画提案制度に関する手続きの流れでございますけれども、まず、提案者が都市計画の素案や提案書類等を作成いたしまして、市に提出することとなっております。そこで提案を受けた市は、提案要件の確認を行いまして、それを受理し、都市計画を決定する必要があるかを判断いたします。今回は決定する必要があると判断いたしましたので都市計画の手続きに入っております。

次に、提案の要件ということで、本日配布資料の2ページ目をご覧ください。提案要件の確認でございますけれども、要件が4つございます。まず、1つ目でございますけれども、提案者はその区域内の土地の所有者やまちづくりNPO法人などであることとなっております。今回の提案者につきましては、区域内の所有者であるということから、この条件は満たしております。次に、2つ目でございますけれども、一定の規模以上の一団の土地の区域であるということになっております。一定の規模といいますのは、都市計画法施行令第15条の規定によりまして、0.5ヘクタール以上となっております。今回の提案の区域でございますけれども、約1.6ヘクタールでございますので条件を満たしております。3つ目でございます。3つ目は、都市計画に関する法令上の基準に適合することとなっております。今回は新たに建築物の用途の制限を定めるもので、現状よりもさらに良好な環境の住宅地を形成しようとするものでございまして、法令上の基準に適合しております。最後に、4つ目は、区域内の土地の所有者などの3分の2以上の同意があることでございます。それにつきましてはその下の表をご覧ください。同意につきましては、土地の所有者の人数と面積の両方を満たす必要がございます。まず、土地の所有者でございますけれども、総数34人に対しまして24.5人が同意をしております。同意率にしますと72.06パーセントでございますので、3分の2でございます、66.67パーセント以上となっております。また面積におきましては13,604.67平方メートルに対しまして9,089.51平方メートルでございます。同意率にしますと66.81パーセントとなりまして両方を満たしております。さらに括弧内につきましては、土地の所有者などが何らかの理由により確認がとれなかったため、親族などから同意を得たものを含めた数字となっております。以上のことから提案の要件は満たしていることを確認してお

ります。

次に、今回の提案の理由につきましては、区域内に長屋住宅の建築が計画され、地域住民による計画変更の要望を行ったが受け入れられなかった経緯がございます。本区域は、昭和30年代後半に法令の許可を取得することなく造成された規制前団地の区域でございます。道路幅員が4メートル弱と狭隘な道路状況で、今後、長屋住宅などの集合住宅が建築されると交通事情などの悪化により、閑静な住宅地としての住環境が維持できない恐れがあることを懸念いたしまして、地域住民で検討した結果、都市計画提案制度を活用し、今回の提案に至ったということでございます。

次に、本地区の位置と区域についてご説明いたします。まず、三倉地区の位置でございますけれども、議案書の第1号議案の4ページをご覧ください。本地区はJR東郷駅から北に約0.9キロメートルに位置しており、戸建てが建ち並んだ閑静な住宅地として形成されている地区でございます。

次に区域でございますけれども、次のページ、5ページをご覧ください。区域につきましては赤い線で囲まれている区域が、今回、地区計画を決定しようとしている区域でございます。この区域は、三倉地区の中のB組というところの範囲でございます。

次に、地区計画の内容についてご説明いたします。1ページにお戻りください。区域の面積といたしましては、先ほど申しましたとおり、約1.6ヘクタールでございます。目標といたしましては、第2次宗像市都市計画マスタープランでは「低層住宅地」として位置づけられており、戸建ての住宅を中心とした住環境の維持や保全をしていくこととしております。そこで、既存の低層住宅地としての住環境の維持・保全を図るなど、本地区の環境特性に応じた景観の整備を目標といたしております。次に、土地利用の方針といたしましては、既に戸建て住宅を中心とした閑静な住宅地が形成されており、ゆとりと潤いのある住環境としての土地利用を誘導するということとしております。次に、建物等の整備の方針でございますが、良好な住環境の形成を図るため、本地区の特性にふさわしい建築物の用途などを誘導することとし、さらには垣又はさくの構造の制限などを定めることにより、緑豊かでゆとりある住宅地景観の保全・整備などを図ることとしております。以上の方針に基づきまして地区整備計画を策定いたしました。

次のページでございます。2ページをご覧ください。この地区は「第1種低層住居専用地域」でございます。低層住宅の良好な環境を守るための地域でございますけれども、2ページの建築物等の用途の制限にある用途につきましては現在建てることができまして、低層住宅地としての住環境の維持や保全をするため、記載している、1から7までの規制を行うものでございます。

次に、垣又はさくの構造の制限でございますけれども、現在の状況といたしましては2メートル程度のコンクリートの塀が多く見られる地区でございます。今後は、生け垣で緑化などを行い、土地利用の方針でございますが、景観が損なわれないように維持・保全を図るものでございます。なお、今回の変更案を本年6月16日から6月30日までの間、都

市計画法第17条に基づき、公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでした。また、事前の質問書の提出もございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から第1号議案について説明がありましたので質疑応答に入らせていただきたいと思います。第1号議案について事前に質問書は提出されていないとのことです。この場でご質問がありましたらよろしくお願いいたします。

○伊藤委員

ただ今ご説明をいただきました当日配付資料の2ページ目なのですが、土地の所有権者等のところで同意者数が24.5人という小数点以下ということでご説明があったのですが、これはどういうことなのでしょう。

○会長

事務局よろしくお願いいたします。

○事務局

小数点が出ておりますのは、1つの土地を2人以上、いわゆる共有名義で持たれていて、1人の同意しか得られなかったということで0.5ということになっております。

○伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

○会長

他にございませんでしょうか。特に無いようですので、採決をとりたいと思います。

第1号議案都市計画地区計画の決定について、異議のある方はそれではいらっしゃいますでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

○会長

いないようですので、異議なしということで、第1号議案は可決ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、第2号議案について説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、第2号議案「宗像都市計画駐車場の変更」についてご説明いたします。

今回の変更点は2点でございます。まず、1点目が駐車場の名称の変更です。第2号議案書の1ページの計画書をご覧ください。

まず、変更の理由でございますが、今年4月に東郷駅の乗降口の名称が変更されたことに伴うものです。具体的には「南口」から「日の里口」へ、「北口」から「宗像大社口」へ変更されております。これに伴いまして、1ページの1に記載しておりますとおり、都市計画を既に決定している「1号東郷駅南口自転車駐車場」の名称を「1号東郷駅日の里口

第1自転車駐車場」に、また「3号東郷駅北口自転車駐車場」の名称を「3号東郷駅宗像大社口第2自転車駐車場」にそれぞれ変更するものです。

次に2点目は、2に記載しておりますとおり、東郷駅宗像大社口の2か所目の自転車駐車場として「7号東郷駅宗像大社口第1自転車駐車場」を追加するものです。今回の追加が第1となっておりますのは、北九州側から番号を付加することに決めているためです。

それでは、今回追加する駐車場について、具体的な内容をご説明いたします。位置については、第2号議案書の3ページをご覧ください。東郷駅の北側にある赤い線で囲まれた部分です。今回追加する理由としましては、東郷駅宗像大社口には、現在「東郷駅北口自転車駐車場」がありますが、常時満車状態で、通路部分などに無秩序に駐車されるなど、利用者にとって大変不便を与えております。この計画駐車台数は250台ですが、過去10か年の利用台数を調査したところ、平均で約330台となっております。過去3か年の最大駐車台数は413台であり、駐車場の不足は顕著なものであります。このことから、東郷駅宗像大社口における自転車の計画台数を430台と設定した上で、駅の東側に「東郷駅宗像大社口第1自転車駐車場」を新設し、あわせて、駅の西側にある既設の「東郷駅北口自転車駐車場」の改修工事を行うことにより必要台数を確保し、利用者の利便性と安全性の向上を図るものです。また、新設する「東郷駅宗像大社口第1自転車駐車場」の規模は地上1層で約780平方メートル、計画台数は約290台、出入り口1か所となっております。

なお、今回の変更案を本年6月16日から同月30日までの間、都市計画法第17条に基づき公衆の縦覧に供しましたが、市民及び利害関係者からの意見書の提出はございませんでした。また、事前の質問書の提出もございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

はい、ただ今、事務局から第2号議案について説明がありましたので、質疑応答に入りたいと思います。第2号議案について事前に質問書は提出されていないとのことですので、ご質問がありましたらここでお願いいたします。

○花田委員

すみません、1号は日の里口になっていますよね。そして、3号は田熊口ではなくて宗像大社口になっていますよね。なぜ田熊口ではないのか、宗像大社口にされたのですか。

それと、3ページ目に宗像大社口第1自転車駐車場がありますよね。そして、その左側に駐輪場がありますよね。なぜ自転車駐車場と駐輪場が違うのか、同じ名称にならないのか、そのところをお聞かせ願いたいなと思います。

○会長

以上の名前については、過去の経緯を話していただくことになるかと思いますが、駐輪場と駐車場の違いについては規定があるのだらうと思いますので、そのあたりを詳しくお願いいたします。

○事務局

「宗像大社口」ですけれども、これは世界遺産をにらんで、今までの北口というのであれば世界遺産に来られる、国外からお越しになられる皆さん方がわかりにくいということもありまして、「宗像大社口」に改めようというものです。南口に関しては従来から「日の里口」というふうな言い方が通称で、通称名が一般化しておりましたので、この際、北口を「宗像大社口」にして、南口も「日の里口」に改めようとなったものでございます。そこで、今まで北口自転車駐車場としていたものを、乗降口の名称を宗像大社口というふうに正式にしましたので、名称を宗像大社口ということで書いております。それと3ページの自転車駐車場という呼び名が、都市計画上の名称としては正式なものです。この駐輪場と書いていますのは、正式名称というわけではないですけど、いわゆる地図に、一般的に何々があるというふうなことでこういうふうな表記をされているものです。以上です。

○会長

はい、いかがでしょうか。

○花田委員

はい、ありがとうございます。できればこうした審議会あたりに出される資料は、名称を統一しておいていただければありがたいなという思いと、宗像大社口ということになると、今度、駅名変更を世界遺産市民の会あたりが動いていますけれども、市長に答申といいますか、お願いに行かれたと思います。この宗像大社口というのは、東郷はもう宗像大社口になるという前提でされたのですか。今の説明だと、もう、東郷が宗像大社口になるのかなというような印象を受けたのですけれども。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

駅名がということでしょうか。

○花田委員

はい、駅名です。

○事務局

今回、宗像大社口にしたというのは駅名とは全く別の話で、駅の改札を降りてこられた方が、世界遺産に行くにはどちらに行ったらいいのかというようなことがわかりにくいだろうということで、右に行けば「日の里口」、左に行けば世界遺産の方の「宗像大社口」ということで、「宗像大社口」という名称にしました。駅名とは全く別の問題だと認識しております。

○会長

はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○北崎委員

今回の第2号議案は名称の変更なので、事前にいただいた参考資料の中で、1点だけお

尋ねたいことがあります。

大社口の第1自転車駐車場の自転車の台数が261台、それから原付が25台。この割合の度合いが、例えば先ほど言われた、今現在使われている駐輪場の方の割合を見通して台数が不足していると言われたんですけれど、この資料を見させていただいた後、今、原付の方が多いんじゃないかなというふうな気がしたんですよ。そのあたりは、ある程度調査されるのか。それと、この自転車駐車が、原付が足りなければそのままつけられるのか。そのあたり教えていただけたら。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい。今、その不足分に関しては過去10か年、それから3か年の最大台数。他にも自転車であるとかミニバイク、自動二輪それぞれについて調査をして台数を出しております。それに基づいて計画台数というものをしておりますので、委員がおっしゃるように、自転車とミニバイクというようなことは分けて台数を設定しております。

○北崎委員

すみません、もう1つは不法投棄とか利用可能な盗難自転車ですね。ともに今、学校でもそういう学習をということで、人のものを盗ってはいけないという学習をしていますけれども、そうなってくるとよく聞くのが、自転車を盗られてそのまま駅のところに置きっぱなしにしたりですね。最終的には、ここに管理人室があるので、赤間駅のような感じで有料で管理をきちんとできるような形にするというのが次の発展的な考え方なのかなと。そのあたりのお考えがあればお願いします。

○会長

はい、では事務局お願いします。

○事務局

ここも赤間と同じように、それから日の里口も、今できている駐輪場と同じように、利用方法として、有料で管理人さんを置いて管理するということで考えております。以上です。

○会長

他にございませんか。はいどうぞ。

○新留委員

自転車駐車場についてですけれども、原付のバイクはここに25台置けるようになっていますが、赤間駅にもあるような、正式には自動二輪というのですかね、125cc以上の、そういう大きなバイクに関してはどこか別途計画があるのかどうかをお聞かせ願いたいのですが。

○会長

はい、ではお願いします。

○事務局

自動二輪に関しては、今回計画しております自転車駐車場の他に用地を確保しておりますので、そちらの方で対応するようにしております。

○新留委員

大体で良いですので、どのあたりになるのかということと、台数がもう決まっていれば教えていただきたいと思います。

○会長

お願いします。

○事務局

第2号議案の参考資料の1ページに図面があると思うのですが、これのちょうど左下のところ、こちらの方に場所を確保しております。台数としては約22台というふうに予定しております。

○新留委員

その22台というのは、収容の台数としては、調査に基づいて、大体利用者の台数が十分とみられる台数なのですか。

○事務局

調査に基づいて、また若干余裕をもたせたところでの台数です。

○会長

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○花田委員

すみません、もう一度同じことをお聞きたいのですが、今の東郷駅宗像大社口ならいいんですよね。今、世界遺産市民の会からの要望として出ているのが、東郷駅は宗像大社口駅で要望されてるそうなんです。駅名がですね。そうすると宗像大社口駅宗像大社口に、同じ文言がだぶってくる可能性が出てくるんですよね。先ほどコミュニティの会長とお会いして、名称はどうなったのですかと言ったら、そういうふうな話をされていました。宗像大社口駅、東郷駅はそれをお願いをしていると。そうなってくると同じ名称が2つくるので、それはちょっと言いにくいのではなかろうかと思うのですけれどね。だから例えば、駅名変更になったときに、またこの駐輪場の名前を変えられるのか。そのところを考えていただきたいなと思います。

○会長

はい。もしわかればお願いします。

○事務局

すみません、私は駅名のことに 대해서는よく存じ上げていないのですが、仮にそういうふうに同じような名前がだぶってくる、わかりにくいような名称になった場合には当然、乗降口の方をまた変更ということで考えないといけないのかなというふうに思っております。

○会長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは議決したいと思います。第2号議案として各駐車場の変更について異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

— 「異議なし」の声 —

それでは異議なしということで、第2号議案は可決ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして第3号、それから第4号議案を連続して説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第3号議案と第4号議案につきましては関連がございますので、一括してご説明いたします。

第3号議案の「都市計画区域の変更」及び第4号議案の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては福岡県が変更を行うこととなっており、それぞれ都市計画法第5条第3項及び同法第18条第1項により、その変更の前に市の意見を聴くこととなっております。今回の変更点といたしましては大きく分けて3つございます。1つ目は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」でございます。2つ目は「都市構造の形成方針」に「基幹公共交通軸」及び「公共交通軸」を追加することでございます。3つ目は「宗像都市計画区域の変更」でございます。

それでは順序が前後いたしますが、第4号議案の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」から先にご説明いたします。

第4号議案書の2ページと3ページをご覧ください。今回の変更点といたしましては、従来は市町村ごとを基本といたしまして都市計画区域を決めまして、その1つの都市計画区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」というものを定めておりましたが、交通基盤整備やモータリゼーションの進展によりまして生活行動範囲は広域化しており、都市における生活や産業といったさまざまな活動は1つの市町村のみにとどまらず、さまざまな都市との連携によって行われるようになりました。また一方で人口減少は進み、都市機能の相互補完など市町村間の連携がより重要になることから、広域的な枠組みを定めながら連携を行っていくための仕組みづくりを進めていく必要がございます。こうしたことから、政令市、中核市を中心とした広域的な交流を図る圏域として、3ページの「4圏域の構造図」をご覧くださいますように、福岡県を4つの広域都市圏に分けまして、都市計画の運用を行うことに変更する案となっております。

次に、2つ目の変更点でございます。第4号議案書の16ページをご覧ください。「都市構造の形成方針の基本方針」でございますけれども、人口減少と高齢社会の到来に対応する都市づくりにおきましては、広域的な都市連携を進めるとともに、都市の特性に応じた集約型の都市形成が重要になってきます。今後はここに記載しています、これまでの拠点形成の考え方に加えまして、次のページにあります、各拠点を効率的に接続する公共交通

軸を設定いたしまして、同軸沿線に都市機能や居住機能の誘導を行うことにより、これまでの「拠点を中心とした都市づくり」から「拠点と公共軸による集約型の都市づくり」へと拡充を図るため、今回、基幹公共交通軸と公共交通軸を新たに設定しております。

公共交通軸につきましては、次の４４ページをご覧ください。緑の線が「基幹公共交通軸」で、本市におきましてはＪＲ鹿児島本線が設定されております。また青色の線が「公共交通軸」で、本市におきましては国道３号が設定されております。国道３号では天神行きの広域バスが１日に往復２００本走っている重要な路線となっております。

次に３つ目の変更点でございます。第３号議案の「宗像都市計画区域の変更」について第３号議案書の１ページをご覧ください。変更内容といたしましては、宗像都市計画を「福岡広域都市計画区域」に統合するものでございます。都市計画区域の統合の考え方といたしましては、先ほどご説明いたしました広域都市圏におきまして現行の都市計画制度を踏まえ、区域区分をしている都市計画区域と区域区分をしていない都市計画区域にそれぞれ統合することになっております。福岡ブロック圏でいえば、第３号議案の参考資料の１ページでございます。ここに記載しています旧都市計画区域、福岡ブロック圏で言えば１８の都市計画区域を５つの都市計画区域にそれぞれ統合する予定となっております。全部統合できない理由につきましては、区域区分をしている都市計画区域、それと区域区分をしていない都市計画区域全部をひとつにすることはできないという問題がございます。それぞれのつながっている部分について統合しているというところでございます。「宗像都市計画区域」は「福岡広域都市計画区域」に含む予定になっております。統合する理由といたしましては、第３号議案書の５ページにお戻りいただきまして⑨宗像都市計画区域のところでございますけれども、本区域はＪＲ鹿児島本線及び国道３号の沿線を軸として住宅の土地利用がなされている区域でございます。福岡市に向かって通勤・通学の利用が多く、福岡市の中心部へ１時間以内で移動が可能であり、福岡区域は生活圏としてのつながりがあります。今後も福岡区域と相互に影響を与える地域であり、福岡地区と一体となった土地利用の運用が必要であるということから「福岡広域都市計画区域」に再編することになりました。今回の再編におきまして実質上の都市計画の拡大や縮小が生じるものではなく、現在の都市計画による規制や権限などは今までと変わりません。また、市の都市計画の手続きや開発許可の手続きにつきましても現在と変わらないということから、今回の福岡県の案に対しまして市では「意見なし」で回答しようと考えておりますがよろしいでしょうか。お伺いいたします。

この２件につきましても事前の質問書の提出はございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認をよろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは質疑応答に入りたいと思います。この３号及び４号議案については付議ではなくて諮問ということで、都市計画審議会の意見を聴くということで議決は求められており

ませんのでよろしくお願いいたします。

事前の質問書というのがありますでしょうか。

○事務局

ありませんでした。

○会長

それではここで、質問があればお願いいたします。

○新留委員

私は、あまり専門的なことがよく分かっていないので、教えていただきたいと思うのですが。4号議案も一緒にいいですか。4号議案の24ページの上の段の（3）のところの市街化調整区域の土地利用方針ですね。集約型の都市を実現するための一つの手法だと今回の理解しているんですけど、これから先、本市も少子高齢化の波が一層強くなってくるので、どこにでも暮らしやすいまちづくりというのが基本だというふうに思うんですけど、この文章の中に市街化区域の拡大を最小限に抑えて将来の逆線引きの適用というのがよく理解できないんですけど、そこを教えていただいていいですか。

○会長

どうぞお願いします。

○事務局

まず逆線引きの説明でございますけれども、普通、線引きというのは市街化区域を拡大する分を線引きと、市街化区域を縮小する方向を逆線引きというふうな通称で言われています。今現在ですが、市街化区域の中でも山林として残っている部分や未利用地については、やはり今後、人口が減少していくということはございますので、最低限そこだけは縮小しようという考えからここに記載しています。

○会長

他にございませんでしょうか。

○酒井委員（代理）

先ほど市から説明がありましたけれども、若干補足して説明したいと思います。

第4号議案の10ページを開いていただきたいと思いますけれども、これが都市づくりのイメージの図面でございます。これが国の方でも進めております「コンパクトシティプラスネットワーク」という考え方で、今までは拠点だけでそういうまちづくりをしていこうということはあったんですけども、今度はネットワークということで、公共交通軸沿線にも集めていこうといった考えでございます。新たに今回のマスタープラン、宗像市の整備開発及び保全の方針というのが、通称、都市計画区域マスタープランといいますけれども、そこに軸という考え方を追加しております。

○会長

それでは他にございませんか。

これは諮問なので、何でも発言されて結構だと思います。この審議会に権限があるとい

うわけではないので。

○新留委員

委員長にそういうふうに言っていただいたら、わからないところもあるので。

今、限界集落とか、いわゆる農村部に住んでいる住民たちの足ですね。ネットワークでつなげていくというのが最大の課題というか、つながっていないところが多すぎて。本市の場合はですよ。面積がかなり広すぎて、コンパクトになりにくい部分がどうしてもあると思うんですよね。そこをどうつなげていくかというのが最大の課題だというふうに私は思っているんですけど。そのあたりがこの集約型の都市構造というか、まちづくりでそういったところがますます限界集落にならないようにすることというのは可能というか、そうしなければならないというのは前提なんですけれど。私のイメージはもっといろんなところに拠点、集約するんじゃなくて、今、点在している住民の集落に拠点をむしろ置いた方がいいのではないかなというふうに考えてしまうんですけど、そのあたりは課題としてはどういうふうに、考え方としてはあるんですかね。

○会長

そのあたりはかなり専門的なご質問で、県の方にまず聞いて、それから市の方に補足をいただければと思います。

○酒井委員（代理）

決して中山間地とか漁村とか、そこを剥がして、そしてまちの中に融合しようということとはございませんで、それはそれでちゃんと守っていかなければいけないという思いはあります。

ただ、我々、広域的な都市枠を考えているところでは、そのあたりのところについてはそれぞれの市町村さんの方で考えていただいて、それをコミュニティバスとか、そういった足の確保とかですね。そういったものは位置付けをお願いしたいとは思っているところです。県としては、4号議案の44ページ、「広域拠点」とか「拠点」というものを位置づけております。そこを結ぶネットということで考えておるところでございまして、拠点に位置づけられていないところにつきましても、小さな拠点といいますか、そういったものは今後に残っていくというふうに考えています。そちらについてもまた、それぞれの足の確保というものをしながら、できるだけ車に頼らないで済むようなまちづくりというものは考えていかなければいけないということですね。

○会長

それでは市の方から補足をお願いできればと思いますが。

○事務局

市で平成27年度に策定いたしました都市計画マスタープランにおきましても、農村集落とか、そういったものについても守っていこうということが1つあります。もう1つは、宗像市には12コミュニティございまして、そのコミュニティセンターを中心としたまちづくりを進めていこうということで、ある程度のところに集約をかける計画となっております。

ます。一点に集約をかけるということではなくて、各地区ごとに集約をかけたり、農村集落が残るといったところにもある程度そこは残していくと。その間をどうつなぐかといいますと、やはり公共交通機関、いわゆるコミュニティバスなどでつないでいくというような方針を都市計画マスタープランでは決めております。

○会長

他にございませんでしょうか。

○日高委員

言葉を教えてもらいたいのですが、63ページの理由書の中で「基幹公共交通軸」と「公共交通軸」という2つ言葉が出てきているのですが、資料を見る限り「基幹公共交通軸」というのが見当たらないのですが。どういう違いがあって、どう内容に関係してくるか。

○会長

それでは、まず市の方から。

○事務局

先ほど申しました、44ページの図面ですね。「都市構造の形成方針図」というところがございますけれども、ここで2つの言葉が出てまいります。1つが「基幹公共交通軸」、福岡県では鉄軌道を中心とした軸です。「公共交通軸」はバスというふうになっています。

○会長

県の方から補足があればお願いします。

○酒井委員（代理）

はい、今の答えで結構です。

○会長

なかなかこのあたりは専門家だけの考えでいけないところがあって、どんどん発言はされていいと思いますし、日本の場合、あまり誤解されないように、集約なら集約という言葉しか使わないんですけれども、例えばオランダとかでは「分散的集中」とか「集中的分散」とかそういう中途半端な言い方も実際はしているわけで、極端なことにするという意味ではないだろうと思います。ただ、誤解を招くといけないので、集中的分散とか分散という言葉あまり出さないようにしているわけで、実際は集落とかそういったものも文化ですから、文化が壊れないようにやっていくというのは当然のことだろうと思いますので、それほど心配しなくても。特に宗像の場合はそのようなことは重々皆さんご承知の上で行政にあたっておられますので心配はないかなと思いますけれど。

はい、他にございませんでしょうか。

それでは、これは諮問ということなので、最初に市の方からも話があったと思うのですが、できれば原案どおりとし、特に意見無しとするということはどうだろうかというふうなわけでありましたので、この線でよろしいかどうかをお諮りしたいと思うのですが、そういうまとめでよろしいでしょうか。

— 「異議なし」 —

○会長

はい。それでは原案どおりとし、特に意見なしということでまとめさせて、諮問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これで、本日の議案の審議は全て終了ということになります。

それでは、その他、事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局

はい。本日は、特に報告事項等ございません。

○会長

それでは議題が終了いたしましたので、本日の都市計画審議会を閉会したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。